

EnneSmart 約款

この約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社エネット（以下、「当社」といいます。）が提供するサービス EnneSmart（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

本サービスに登録されたお客さま（以下、「お客さま」といいます。）には、本約款に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条 適用

本約款は、お客さまと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条 容量市場※への参加合意

お客さまは本サービスを利用するにあたり、電力広域的運営推進機関が運営する容量市場に電源として登録することを認めるものとします。

※容量市場とは

容量市場とは「将来の供給力（kW）」を取引する市場です。将来にわたる必要な供給力（電源）を確保するために2020年度に創設されました。

発電事業者に長期的な投資回収の予見性を持たせることで、市場原理により適切な電源開発や維持を行い、中長期的に必要な供給力等を確保することで電力取引価格の安定化を実現し、電気料金の安定化を図る仕組みです。

第3条 利用手続きおよび利用条件

当社から「電力売買約款（特別高圧・高圧）」（以下「電力売買約款」といいます。）に基づき電力の供給を受けているご契約者が、当社の定める方法によって利用登録を申請し、当社がこれを承認することによって、お客さまとして本サービスを利用できるものとします。

当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- （1）利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- （2）本約款に違反したことがある者からの申請の場合
- （3）その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

第4条 サービス内容

当社がお客さまに提供するサービスの内容は別紙EnneSmartサービス仕様書（以下、「仕様書」といいます。）のとおりとします。

第5条 利用料金および支払方法

当社はお客さまに対し、本サービスを無償で提供します。

第6条 禁止事項

お客さまは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- （1）法令または公序良俗に違反する行為
- （2）犯罪行為に関連する行為

- (3) 当社または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 当社または第三者のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (6) 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為

第7条 本サービスの提供の停止等

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本約款第6条（禁止事項）の定めに違反したとき
 - (2) 電力売買約款に定める不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供を困難と判断した場合
2. 当社は、本サービスの提供の停止または中断により、お客さままたは第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第8条 利用制限および登録抹消

当社は、以下の場合には、事前の通知なく、お客さまに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはお客さまとしての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事項があることが判明した場合
- (3) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- (4) 本サービスの対象となっている施設について当社との電力売買契約が終了した場合

当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第9条 取得情報の利用

当社は、以下に定める取得情報その他本サービスに関連して取得したお客さまの個人情報を次に定める目的で利用します。

〔取得情報〕

- (1) お客さま氏名/メールアドレス
- (2) 建物情報などお客さまがサービス利用にあたって別途当社に対して提供した情報等

〔目的〕

- (1) 本サービス提供のため
- (2) サービス品質改善・応対サービス向上のための分析その他各種分析・調査の実施のため
- (3) 容量市場への参加のため

取得した個人情報は、当社が別に定める「電力小売事業等におけるプライバシーポリシー」に従って取り扱います。

当社は、利用データを統計的なデータに加工したうえで、新サービスの開発、マーケティング活動を目的とした、統計・分析をするため利用することがあります。

第10条 免責事項

当社は、本サービスについて、お客さま等の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではなく、当社の責によらない事由によりお客さままたは第三者に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

当社は、本サービスに関して、お客さまと他の利用者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第11条 サービス内容の変更等

当社は、お客さまに事前に通知することなく、仕様書の内容を変更または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによってお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、変更内容については当社ホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとします。

第12条 本約款の変更

当社は、必要と判断した場合には、いつでも本約款を変更することができるものとします。この場合、変更後の本約款の内容および効力発生時期は、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとします。

第13条 通知または連絡

お客さまと当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。

第14条 権利義務の譲渡の禁止

お客さまは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第15条 準拠法・裁判管轄

本約款の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

改定日：2026年8月3日

別紙 EnneSmart サービス仕様書

1. EnneSmart サービス

EnneSmart は当社からの節電要請（以下、「デマンドレスポンス発動」といいます。）に応じて、節電にご協力いただくと、節電量に応じて電気料金を割引するデマンドレスポンスサービスです。

2. デマンドレスポンス発動・通知タイミング

お客さまへのデマンドレスポンス発動は下表 1 のスケジュールで実施します。

表 1. スケジュール

デマンドレスポンス発動時間帯	通知タイミング
平日 9:00~20:00	発動前日から発動日 14 時までの間に通知

3. EnneSmart メニューとリベート

(1) EnneSmart のメニューは下記のとおりとします。

・ EnneSmart レスポンス

（新規登録は 2020 年 3 月 31 日をもって停止しており、現在は既存契約のお客さまにのみ提供中）

・ EnneSmart レスポンス Light

(2) リベート単価は下表 2 のとおりとします。

表 2. リベート単価（消費税等相当額 10%込み）

項目		リベート単価（円/kWh）		
エリア		東日本	西日本	北海道
レスポンス	夏季	36.67	36.67	20.95
レスポンス	その他季	31.43	26.19	20.95
レスポンス Light	夏季・その他季	10.47		

東日本：東北、東京

西日本：中部、北陸、関西、中国、四国、九州

※レスポンス Light のリベート単価は全エリア共通です。

※沖縄エリアは本サービスの対象外です。

(3) リベート額は以下の算式により算定される金額とし、その月の電気料金にて割引を行います。

①レスポンス、レスポンス Light 共通

リベート額※ = 月間節電量 × リベート単価

月間節電量 = 当月発動時のベースライン電力量の合計 - 当月発動時の使用電力量の合計

※料金算定期間が 2 ヶ月に跨る場合は月ごとに計算した合計額

②レスポンスにおける特記事項

レスポンスでは、上記①の月間節電量を算定する際、発動単位で使用電力量がベースライン電力量を上回った場合（差し引きがマイナスとなった発動単位）も合計の計算対象に含めます。ただし、月間節電量の計算結果がマイナスとなった場合は、当該月の月間節電量は 0 とみなします。

③レスポンス Light における特記事項

レスポンス Light では、上記①の月間節電量を算定する際、発動単位で使用電力量がベースライン電力量を上回

った場合（差し引きがマイナスとなった発動単位）は合計の計算対象から除外します。

4. ベースライン電力量

ベースライン電力量は以下の手順により算定します。

① 次に掲げる需要データの30分単位の使用電力量の平均値を算出します。

a) 節電実施日の直近5日間（節電実施日当日を含まない。）のうち、節電実施時間帯の平均使用電力量の多い4日間のデータ。

b) ただし、次に掲げる日については、上記 a) の母数となる直近5日間から除外するものとします。その際、当該母数が5日間となるよう、節電実施日から過去30日以内（平日）で更に日を遡るものとします。（※）

- ・ 土曜日、日曜日、祝日

- ・ 過去の節電実施日

- ・ 直近5日間の各日の節電実施時間帯の使用電力量の平均値と、直近5日間を通じた節電実施時間帯の使用電力量の総平均値を比較して、使用電力量が総平均値の25%を下回る日があった場合には、当該日

（※）母数となる使用電力量に関するデータが4日分しかない場合には、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとします。また、4日分に満たない場合には、4日間となるよう、節電実施日から過去30日以内の節電実施日のうち、節電実施時間帯の平均使用電力量が最も大きい日を算出対象に加え、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとします。

② 節電実施時間の4時間前から1時間前までの30分単位の使用電力量について、

「（節電実施日当日の使用電力量）－（上記①で算出された値）」の平均値を算出します。

③ 上記①で算出された値に、上記②で算出された値を加算したものを、ベースライン電力量とします。（②③の工程をあわせて「当日調整」と定義します。）